

【 総 務 省 】

- 1 東日本特別財政援助法の対象から外れた自治体の行政庁舎等の災害復旧に極めて多額の費用負担が必要であること、また、すべての庁用備品・公用車の流出等の被害を受けていることから、応急復旧及び本格復旧に係る新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 2 東日本特別財政援助法の対象から外れた各種のネットワーク機能の応急復旧及び本格復旧に係る新たな国庫支出金制度の創設とともに、通信が遮断され、災害救助の初期態勢に深刻な影響を及ぼしたことなどから、災害に強い情報通信システムの構築及び自治体への配布を求めます。
- 3 応急対策や復旧事業等に必要な歳出は一刻も早い執行が必要なものの、被災者などからの地方税その他の歳入の収納時期は遅れるものと見込まれることから、円滑に予算を執行するため、資金繰り支援として、普通交付税の増額と繰上交付を求めます。
- 4 国庫負担対象外となった事業への単独災害復旧事業債の発行など、地方債の発行に対する財政的支援措置を拡充するとともに、合併特例債適用期間の延長など、被災自治体の実情に応じた各般の財政支援を求めます。
- 5 被災を受けた地域について白紙の状態から復興まちづくり計画を検討することから、特例的に被災して滅失した施設等に係る地方公共団体金融機構資金及び郵貯・簡保融資資金の繰上償還を免除するよう求めます。
- 6 地方債を充当して整備した施設等が被災した場合において災害復旧のために施設等の資産価値を超えて地方債を充当できるようにするとともに、災害復旧のために起こし

た資産価値を超えた特別の地方債の元利償還金に対する国庫支出金交付制度の創設を求めます。

7 被災自治体の行政負担の軽減を図るため、小災害債の発行に関わる、申請期間、対象事業、作成資料等のより一層の柔軟な運用並びに手続きの簡素化を求めます。